

**社会福祉法人和水町社会福祉協議会**  
**役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程**

制定 平成18年3月1日  
和水町社協規程 第10号

**(目 的)**

第1条 この規程は、社会福祉法人和水町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償等の支給について定めるものとする。

**(役員等)**

第2条 前条に規定する役員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種相談員
- (4) 各種委員会委員
- (5) その他会長が必要と認めた者

**(報 酬)**

第3条 役員等には、報酬は支給しない。

**(費用弁償)**

第4条 役員等が本会に業務執行のため必要な会議等へ出席したときは、別表のとおり費用弁償を支給する。ただし、町三役及び町職員で役員等の職にある者には支給しない。

**(旅 費)**

第5条 役員等が本会の用務のために旅行したときは、本会旅費規程に基づいて旅費を支給する。

**(補 則)**

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

**附則**

この規程は、平成18年3月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年3月28日より施行する。

**別 表（第4条関係）**

役職名	費用弁償の額
理事・監事	1日 2,200円
評議員	1日 2,200円
各種委員会委員等	1日 1,500円